

災害発生時の保育について

(1) 地震

東海地震注意報が発令された時

- * 園児の登園前に「東海地震注意報」が発表された時、休園となりますので、登園はしないでください。
- * 登園後の「東海地震注意報」への対応として
「東海地震注意報」発表時から保育を中止降園とします。すみやかに迎えに来てくださ。
地震警戒宣言が発令された場合にも、臨時休園となります。

(2) 豊川市に暴風警報または暴風雪警報が発令されたとき

暴風警報発令中は、休園となりますので登園はしないでください。尚、解除された場合には、解除された時間によって次の通り保育等を実施します。

	解除時間	実施内容
保育	午前6時30分に解除されたとき	平常通り保育を行います。
	午前6時30分以降に解除された時	解除後2時間たってから保育を行います。
給食	午前10時までに解除した時	保育園で給食を用意します。
	午前10時以降に解除された時	自宅等で食事を済ませて登園します。
臨時休園	保育園の施設に被害があった時 通園路などが危険な状態にある時	

- * 登園後警報が発令されたときは、安全に気をつけて、できるだけ早く迎えに来ていただきます。

(気象情報に十分注意してください。)

* 注意報発令の時も気象の変化に十分注意して、お子さんの危険防止に努めてください。

(3) 大雨・洪水・大雪警報発令のとき

* 保育園の立地条件などにより危険性のあるときは、臨時休園の場合もあります。

(4) 災害が発生したとき

* 開園中、保護者のお迎えの必要が生じた場合は、直ちにお迎えに来てください。

保育園が危険な状態の時は、**別な場所に避難する場合があります**。張り紙でお知らせするときは指示に従ってください。

* 保育園の施設に被害があり、保育ができないときは、やむを得ず休園となります。

* 市の広報車、市のホームページ、ラジオ、豊川市防災メール等で正しい情報を得るようにしてください。

* 特に「豊川市防災メール」に利用登録をしておくと、防災情報や気象情報をいち早く知ることが出来ます。

* 豊川市防災メール <http://toyokawa.mail-dpt.jp>